

○ 蚊媒介性感染症に関する特定感染症予防指針（案）

国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、国外から持ち込まれる症例が増加している。例えば、デング熱といった蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介性感染症」という。）についても、国外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告されている。

我が国においては、平成26年8月、デング熱に国内で感染した症例が、昭和17年から20年にかけて報告されて以来、約70年ぶりに報告された。現在、デング熱に対するワクチンや特異的な治療法は存在せず、このような蚊媒介性感染症のまん延防止のためには、平時から媒介蚊対策を行うこと及び国内感染症例の迅速な把握と発生時の的確な蚊対策を行うことが重要である。しかしながら、近年、国内での感染が見られた蚊媒介性感染症は、予防接種の普及により年間数件の発生にとどまる日本脳炎に限られており、感染症対策の一環として平時及び国内発生時の蚊対策を行うことが稀となっている現状がある。そのため、各地方公共団体における蚊対策に関する知見や経験が失われつつあるとともに、国民の感染症媒介蚊に対する知識や危機感が希薄になりつつある昨今、蚊対策を含む蚊媒介性感染症対策の充実が喫急の課題となっている。こうした蚊媒介性感染症の人から蚊、蚊から人への感染といった感染経路及び流行した場合に社会に与える影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人が、その予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。

デング熱に類似した蚊媒介性感染症として、現時点では国内感染例がないチクングニア熱があるが、デング熱とチクングニア熱については、ともに日本国内に常在するヒトスジシマカが媒介することが可能であり、また、いずれも海外で感染した者が帰国又は入国する例（以下「輸入症例」という。）が増加傾向にあることから、これら輸入症例を起点とした国内感染が拡大する可能性が常に存在する。蚊の媒介する感染症としては、この他、日本脳炎、マラリア、ウエストナイル熱などがあるが、効果的な予防法が既に存在し普及している（例：日本脳炎）、感染環がヒトー蚊ーヒトではない（例：ウエストナイル熱）、媒介蚊が人口密集地帯には生息しない（例：マラリア）等の理由から、国内感染が拡大する可能性は低いと考えられる。そのため、本指針では、デング熱及びチクングニア熱を重点的に対策を取る必要がある蚊媒介性感染症に位置付け、これらの感染症の媒介蚊（ヒトスジシマカ）が発生する地域での対策を講じることにより、その発生の予防とまん延の防止を図ることを主たる目的とする。なお、その他の蚊媒介性感染症についても、共通する対策については適宜採用

37 することが期待される。

38

39 本指針はこのような状況を受け、蚊媒介性感染症に関する対策を、適切なリ
40 スク評価を行った上で、必要な範囲において実施することを目標とし、そのた
41 めに、国、地方公共団体、医療関係者等、全ての関係者が連携して取り組んで
42 いくべき施策について新たな方向性を示したものである。

43

44 本指針については、蚊媒介性感染症の発生動向、蚊媒介性感染症の予防・治
45 療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案して、
46 少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更
47 していくものである。

48

49 第一 平常時の予防対策

50 一 基本的考え方

51 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)、
52 市町村、医療関係者等の関係者並びに国民一人一人が連携して予防に取り組む
53 ことが基本であり、その予防の積み重ねにより、社会全体のまん延の防止に結
54 び付けることが重要である。

55

56 二 一般的な予防方法の普及

57 国、都道府県等及び市町村は、国民に対し、個人レベルで実施可能な予防方
58 法(蚊の発生源対策、防蚊対策、ワクチン(日本脳炎等)の接種等)の普及に
59 努めるものとする。また、国、都道府県等は、海外に渡航する者に対し、現地
60 で流行している蚊媒介性感染症や予防方法(防蚊対策、黄熱の予防接種、マラ
61 リア予防薬の服薬等)に関する知識の周知徹底を図り、蚊媒介性感染症が国内
62 に持ち込まれる頻度の低減に努めるものとする。

63

64 三 国内未発生時の対応

65 都道府県等は、感染症の発生に関する人及び蚊についての総合的なリスク評
66 価を行い、適宜市町村と連携し、高リスク地点(例:訪問者数が多く、蚊の生
67 息好適地が存在する大規模公園)における媒介蚊の定点モニタリングや幼虫及
68 び成虫蚊対策、当該地点に長時間滞在する者に対する対応(例:防蚊に関する
69 注意喚起や健康調査)等を行うものとする。

70 都道府県等は、海外で感染して帰国後発症した症例について、発症時期(蚊
71 の活動期であるか否か)や周辺の蚊の発生状況に留意しつつ、患者の国内での
72 蚊の刺咬歴等の確認を行うとともに、医療機関と連携し、診断された患者に対

73 しウイルス血症時の防蚊対策や献血の回避の重要性に関する指導を行うこと
74 とする。

75 また、国は、国内感染症例が発生した場合に備え、感染症法第15条に基づく、
76 人及び蚊についての積極的疫学調査等に関する手引きを作成し、都道府県等は
77 当該手引きを踏まえ、各自、発生時対応のマニュアル等を整備することとする。

78

79 第二 発生動向の調査の強化

80 一 基本的考え方

81 平時から蚊媒介性感染症についての情報の収集及び分析を進めていくとと
82 もに、国内感染例発生時には、原因の特定のため、正確かつ迅速な発生動向の
83 調査を行っていくことが重要である。

84

85 二 蚊媒介性感染症の発生動向の調査の強化

86 蚊媒介性感染症の発生動向の調査に当たっては、医師の届出による患者情報
87 のみならず、病原体及び媒介蚊の情報（例：定点モニタリングによる蚊の増減
88 等）も含めて、総合的に行うこととする。

89

90 三 医師による蚊媒介性感染症の診断・届出

91 国は、デング熱やチクングニア熱等の蚊媒介感染症の迅速かつ正確な診断が
92 全国的に可能となるよう、体外診断用医薬品（迅速診断キット）の広範な利用
93 に向けて、必要に応じ支援を行うこととする。また、医師がデング熱やチクン
94 グニア熱の蚊媒介性感染症と疑った場合、適切な診断検査を実施した後、確定
95 症例について直ちに届出を行えるよう、診断から届出に至る一連の手順等を示
96 した手引きを作成し、周知することとする。

97 また、都道府県等は、病原体の遺伝子検査等のため、必要に応じて、診断後
98 も医師等の医療関係者に検体等の提出を依頼することとする。

99

100 四 日本医師会との協力

101 国は、日本医師会を通じて、患者が発生した際の検体等の提出についての協
102 力を依頼するものとする。また、診断した患者に対して、ウイルス血症時の防
103 蚊及び献血の回避の重要性に関する指導を行うよう併せて依頼するものとす
104 る。

105

106 五 病原体遺伝子検査等の実施

107 国及び都道府県等は、輸入症例・国内感染症例にかかわらず、可能な限り提
108 出された検体全例について、病原体の遺伝子検査を実施し、血清型又は遺伝子

109 配列の解析を行うことにより、感染経路の特定等に資するものとする。

110

111 六 国際的な発生動向の把握

112 蚊媒介性感染症は、我が国のみならず世界中で発生している感染症であること
113 ことから、国は、国際的な蚊媒介性感染症の発生及び流行の状況を常時把握し、
114 必要に応じて国民（特に海外渡航者）への注意喚起を行うとともに、新興の蚊
115 媒介性感染症については、診断検査法を整備するなど、対策に努めるものとし
116 ます。

117

118 第三 国内感染のまん延防止対策

119 一 基本的な考え方

120 国、都道府県等、市町村、医療関係者等の関係者及び国民一人一人が予防に
121 取り組むことが基本であり、その予防の積み重ねにより、国内感染例のまん延
122 拡大の防止に結び付けることが重要である。

123

124 二 国内発生時の対応

125 国内で感染した症例が発生した際は、当該症例が発生した保健所、都道府県
126 等又は国立感染症研究所等により、迅速に情報提供を行うとともに、必要に応
127 じ、発生地付近の近隣住民等への注意喚起を実施することとする。

128 都道府県等は、国内で感染した症例については、全例に対して積極的疫学調
129 査を、また、必要に応じて、推定感染地周辺の蚊の密度調査等を実施すること
130 とする。積極的疫学調査の結果、他の都道府県等への情報提供を要すると判断
131 した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じ、都道府県等間で連携を取
132 りつつ対策を講じることとする。また、診断された患者に対しては、発症後の
133 蚊の刺咬歴等の確認を行うとともに、医療機関と連携し、ウイルス血症時の防
134 蚊対策や献血の回避の重要性について指導することとする。

135 都道府県等は、国内の同一地点や同一集団内で複数例が発生するなど、感染
136 地がある程度特定される場合は、現地において感染症法第35条に基づく蚊の密
137 度調査等を行った上で、リスク評価を実施する。そのリスクの高低に応じ、感
138 染症法第28条に基づく蚊の駆除や、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊対策
139 を、市町村や当該地点の管理者等と連携して実施することとする。

140 市町村は、必要に応じて、都道府県の指示のもと蚊の駆除を行うこととする。

141 また、都道府県等及び市町村は、蚊の密度調査等を実施する場合、調査等実
142 施者に対する感染防止対策を徹底するものとする。

143

144

145 第四 医療の提供

146 一 基本的考え方

147 国は、医師が蚊媒介性感染症の患者を適切に診断し、良質の医療を提供でき
148 るよう、環境整備を支援するとともに、医療機関に向けた情報発信の強化等を
149 図ることが重要である。

150

151 二 診断体制の整備

152 蚊媒介感染症の国内感染症例は、現時点ではまれな事例であることから、他
153 の感染症との鑑別診断や治療方針等について、国は、診断から届出に至る一連
154 の手順等を示した手引きを作成し周知するとともに、チクングニア熱をはじめ
155 とした、現時点では国内感染症例がない蚊媒介性感染症についても、地域医療
156 を担う医師から感染症の専門家への円滑な相談が可能となるよう、(独)国立
157 国際医療研究センターや関係諸学会等と連携し、協力体制の構築に努めるもの
158 とする。

159

160 三 医療関係者に対する普及啓発

161 国及び都道府県等は、医療機関に対して、蚊媒介性感染症の国内外での発
162 生・流行状況に関する情報、国内感染例の疫学情報、媒介蚊や、診断・治療に
163 関する知見及び院内での防蚊対策の実施方法等について積極的に情報提供す
164 るものとする。

165

166 第五 研究開発の推進

167 一 基本的考え方

168 国は、蚊媒介性感染症の特性に応じた発生の予防及びまん延の防止のため
169 の対策を実施し、良質かつ適切な医療を提供するために必要な研究を推進して
170 いくことが重要である。

171

172 二 ワクチン等の研究開発の推進

173 デング熱、チクングニア熱については、現在、ワクチンの実用化に向けた研
174 究開発が進められているところである。こうした状況を踏まえ、国は、今後の
175 研究開発動向や商業化されたワクチンの使用状況等を注視し、必要に応じてワ
176 クチンの研究開発を推進していくものとする。また、迅速診断検査法の開発、
177 有効かつ適切な蚊の駆除方法(駆除すべき場所の選定方法、薬剤の選択や散布
178 方法等)の検討、薬剤によらない新たな駆除方法の開発、地理情報システム(GIS)
179 や植生図を活用した蚊の分布調査及びモニタリングシステムの構築等、蚊媒介
180 性感染症対策に資する研究を推進するものとする。

181 三 疫学研究の推進

182 国は、人及び環境における詳細なリスク因子の解明に関する研究、蚊媒介性
183 感染症に罹患した場合の重症化要因の究明に関する研究等を推進するものと
184 する。

185

186 四 研究機関の連携体制の整備

187 国は、国立感染症研究所、地方衛生研究所、大学、国立国際医療研究センタ
188 ー等からなる研究機関の連携体制を整備し、それぞれの研究成果の相互活用の
189 推進を図るものとする。

190

191 五 研究評価の充実

192 国は、研究の成果を的確に評価するとともに、研究の成果を広く一般に還元
193 していくこととする。

194

195 第六 推進体制と普及啓発の充実

196 一 基本的考え方

197 蚊媒介性感染症の対策を推進するために、施策の検討及び評価を行う体制を
198 整備することが必要である。

199

200 二 都道府県における蚊媒介性感染症対策の会議

201 蚊媒介性感染症については、大規模公園等の同一地点で感染した患者が広域
202 に拡散するなど、市町村間の区域を越えた一体的な対応を必要とする事例が想
203 定されることから、都道府県は、感染症の専門家、医療関係者、保健所を設置
204 する市、特別区、市町村の担当者、蚊防除関係者等からなる蚊媒介性感染症対
205 策会議を設置するものとする。同会議では、地域の実情に応じた蚊媒介性感染
206 症対策の検討や、実施した対策の有効性等について評価を行うものとする。

207

208 三 普及啓発の充実

209 国、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の専門家、医療関係者、報道機関等と
210 連携し、蚊媒介性感染症及び媒介蚊に関する正しい知識や、行政機関が実施す
211 る媒介蚊対策や積極的疫学調査への協力の必要性等について周知を図るもの
212 とする。

213 国は、関係省庁及び関係機関と連携し、海外渡航者向けの情報提供及び注意
214 喚起をより一層強化するものとする。

215 都道府県等及び市町村は、住民セミナー等の開催を通じ、媒介蚊対策の重要
216 性について周知するとともに、平時から地域住民の協力を得て蚊の対策を講じ

217 ることができるよう、体制の構築に努めることとする。

218

219 第七 人材の養成

220 一 基本的考え方

221 蚊媒介性感染症に関する幅広い知識や研究成果について、医療現場や市民へ
222 の普及等の役割を担う人材を養成することが必要である。

223 人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立感染症研究所、国
224 立国際医療研究センター、国立保健医療科学院、大学、関連諸学会等の関係機
225 関が連携し、研修を実施することが重要である。

226

227 二 都道府県等及び市町村における蚊媒介性感染症に関する人材の養成

228 都道府県等及び市町村は、積極的疫学調査（ヒト、蚊）の研修、蚊の調査
229 （捕集・密度・同定）・駆除に関する研修、医療関係者に対する研修、ウイル
230 ス検査の研修等を通じ、職員や医療関係者等の人材を養成することとする。

231

232 三 国による支援

233 国は、都道府県等及び市町村の職員並びに医師等の医療関係者等に対する研
234 修に関して必要な支援を行うものとする。

235

236 第八 国際的な連携

237 一 基本的考え方

238 国は、世界保健機関を始め、その他の国際機関との連携を強化し、情報交換
239 等を積極的に行うことにより、世界的な蚊媒介性感染症の発生動向の把握、諸
240 外国において効果を上げている対策の研究等に努め、我が国の蚊媒介性感染症
241 対策の充実を図っていくことが重要である。

242

243 二 諸外国との情報交換の推進

244 国や研究者間等において、蚊媒介性感染症に関する研究や取組の成果等につ
245 いて、国際的な情報交換を推進するものとする。

246

247 三 国際機関への協力

248 蚊媒介性感染症の流行国における対策を推進することは、国際保健水準の向
249 上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生の低減、
250 ひいては、国内感染事例の発生の予防にも寄与することから、国は、世界保健
251 機関等の国際機関と連携しながら、国際的な蚊媒介性感染症対策の取組に積極
252 的に関与する必要がある。